

令和2年3月10日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

会社計算規則の一部を改正する省令案に対する意見について

今般、標記案（令和2年2月10日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

会社計算規則の一部を改正する省令案に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント
1	第109条第1項第3号	注記が必要となる対象	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書提出義務のある大会社には本注記を求める建付けとしているが、なぜそれらの会社に本注記が必要なのか、なぜそれら以外の会社は不要となるのか、その理由、検討経緯を明示していただきたい。 ・3月末を決算日とする場合、4月末には、監査委員、監査役等に計算書類を提出する必要があり、有価証券報告書のみで注記する場合と比べ、大幅に(少なくとも1か月以上)前倒しでの作業が必要となる。また、時価のレベル等に関する情報は、期中の取引時に必要なものではないため、決算作業の中でデータ収集や集計をする必要がある。このようにタイトなスケジュールの中で対応が求められることを踏まえると、本注記の作成に当たり、企業側の負担は極めて大きいことをご理解いただきたい。
2	第109条第1項第3号	必要となる注記項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が、仮に「時価の算定に関する会計基準」等で求められているものと同様の内容である場合、上述のとおり、本注記の作成には多くの時間を要し、負担が大きい中で、タイトなスケジュールでの対応が必要となることから、必要となる注記の簡略化等をご検討いただきたい。 ・特に、収集・集計すべきデータが多く、負担の大きい、時価をもって貸借対照表価額とする金融資産および金融負債についての当該時価がレベル3の時価に分類される場合の注記(「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項(4))については、注記を要しないこととしていただきたい。

以上